

力御
 向
 音
 耳
 外
 力
 名
 心
 後
 佛

日
 系
 火
 日
 系

以多引

利 日 県

七崎屋

七崎屋

か 穀 六 石 五 斗 三 升 一 合 一 勺

以外 一 斗 一 升 一 合 一 勺

了 一 斗 一 升 一 合 一 勺

竹 屋 岐

南 三 年 位

か 穀 六 石 五 斗 三 升 一 合 一 勺

井 一 斗 一 升 一 合 一 勺

一 斗 一 升 一 合 一 勺

一 斗 一 升 一 合 一 勺

か 穀 六 石 五 斗 三 升 一 合 一 勺

利 日 県 印 行

六

よしは是をいふなり

不、此、行、の、何、の、大、中、

山、家、の、一、人、が、此、一、年、の、

路、平、の、一、出、の、力、に、云、ん、

言、ふ、の、因、の、

等、の、書、の、一、行、風、枝、一、教、の、

サ、レ、の、一、年、の、一、人、の、一、教、の、

程、の、一、行、の、一、人、の、一、教、の、

ん、の、一、行、の、一、人、の、一、教、の、

文、の、一、行、の、一、人、の、一、教、の、

大日系

52

52

聽取書

北村の部花を以て
花を以て株成
合社 乱るるに
阻

伊勢 志保
三十七

右ノ者昭和二十年七月二日日本職ニ對シ左ノ通

陳述ヲ爲シタリ

一、初ハ乱るるに
社より同日花を
出さるるに
事務ニ係ル者
中ニ
事務ニ係ル者
ハ
百六十名
ト
シ
タリ

監又書

會庫司

33823

二 昨 年 八 月 二 百 名 本 年 四 月 六
百 名 本 月 百 名 又 入 した
テ 了 した 力 死 亡 した 者 也 分

三 案 照 後 大 隊 下 二 中
隊 各 中 隊 三 分 隊 各 小
隊 三 班 二 分 隊 各 大 隊 長
中 隊 長 小 隊 長 班 長 力 也
マ 三 班 長 大 隊 三 十 名 位
テ 大 隊 長 他 大 隊 副 長 也
マ 大 隊 長 力 也
有 して 氏 華 人 等 以 之
レ 二 充 了 した 力 也

刑 部 八 部 四 部

Handwritten vertical text on the left margin.

Handwritten character at the top of the main text column.

Main column of handwritten text in vertical columns, likely a transcription of a text.

Handwritten text block in the middle of the page, possibly a section header or a specific note.

Bottom section of handwritten text, including characters such as '石', '清', '福', '長', and '小'.

Vertical text on the far left edge, possibly a date or page number.

了、息、池、也、詩

表 牛 月

華人 王 諒 干 檄 昌 流 臣

五

カカ

之、
花、
河、
里、
龍、
シ、
リ、

花、
河、
里、
龍、
シ、
リ、

シ、
リ、

花、
河、
里、
龍、
シ、
リ、

六

花、
河、
里、
龍、
シ、
リ、

花、
河、
里、
龍、
シ、
リ、

花、
河、
里、
龍、
シ、
リ、

乙ノ一 解 開 製

(國定規格B4)

七

本、現給料、所為、麦粉、
 月一人二十二、中口、
 古、
 本、目、
 一、
 事、
 小、
 石、
 新、

我

引

斤

ノケヨリ 蠱しる ウツラノ
シテハトト ガサツトクシク
シテハトト 舞下
サツトクシク 舞下
メカシタメ 仰向クニ 舞下
クノケヨリ 陰ノ 舞下
コケヨリ 移ノ 舞下
ヨリ 舞下
ワケシタメ 舞下
キヤ 舞下
キヤ 舞下

(國定規格 B4)

乙ノ一

七又

若くは杖をたてし時、静かに
あすは、静かに、静かに、
トコヨリ、華やかに、静かに、
と来りて、華やかに、静かに、
途中、華やかに、静かに、

十

此の程、静かに、静かに、
毎日、一日、静かに、静かに、
静かに、静かに、静かに、

十一

静かに、静かに、静かに、
静かに、静かに、静かに、

ケ

お二さま

<p>其の付せんこ 付せんこ 付せんこ</p>	<p>其の付せんこ 付せんこ 付せんこ</p>	<p>其の付せんこ 付せんこ 付せんこ</p>	<p>其の付せんこ 付せんこ 付せんこ</p>	<p>其の付せんこ 付せんこ 付せんこ</p>	<p>其の付せんこ 付せんこ 付せんこ</p>	<p>其の付せんこ 付せんこ 付せんこ</p>
---	---	---	---	---	---	---

高三

88/100

才中 高ト現ヨリ 坊存ニキ
 大ノテ 一ノヨリカ 鬼ノ体
 花ノ中 小深キ 人規
 者二人 佳ル 程ヨリ
 才中 才中 才中 才中
 又補 補 補 補
 ハ 長 華 方 羽 羽 羽
 カノ 羽 羽 羽 羽 羽
 シノ 羽 羽 羽 羽 羽
 了ノ 羽 羽 羽 羽 羽
 有ノ 羽 羽 羽 羽 羽

高三

(國定規格B4)

高三

子アコノマコウコ申出ハナカワ
 夕ノコノコトカ何トテ
 子モ倉糧ハ少ク飽コセシ
 ス

十二作ヤ馬カ本齋カカ考ル隊コ
 平年ナレバ倉糧ハ倍クアリト
 子コトテ之レリ調子見ルト
 子コト人ノ極杓ヲモテ
 其ノ旨多ク、おもカアルノ
 其ノ旨多ク、おもカアルノ
 平一ニテ、コトコトコトコト
 心ヲコトコトコトコトコトコト
 心ヲコトコトコトコトコトコト

裁
 判
 所

子孫富貴を好む者十層あり
 此の心は華の香き
 かりしが竹の子の心は
 華の香のなるか
 乃心好まずるは此の心
 也

竹素玉梅の平目平丁の末
 神の心を梅の心は
 子孫に及ぶる竹の子は
 心はしる也
 竹の子の心は
 竹の子の心は

探十着物 道令の段にあり
工事、傍より防々あり
下、たゞし、たゞし、たゞし

洋館名目

右録あり、後、そのついで、
深し、其名、相下、し、

あり、

於花、高松、山、株、或、手、社、新、館、の、理、花

あり、

新、田、地、方、新、館、あり、

新、館、

本、名、川、

發給日記

吉田博士

表 4

(國定規格B4)

乙ノ一
書
製

470

訊問調書

被告者 秋 諱

右三番之小島坊年出法才十三年八月二日五月

義年控授大坂人等之被告 事件二付

昭和二十年 八月十日 秋田刑部 二於テ

控身之長女川口 八裁判所書記依協任

立會ノ上右控身者ニ對シ訊問スルコト左ノ如シ

一問 氏名年齢職業住居本籍及出生地ハ如何

答 氏名ハ 秋 諱

年齢ハ 尚三十歳

職業ハ 労働者

住居ハ 秋田縣一秋田市三丁目

訊問調書

裁判所

33823 E

三
二
一

一云 嶺山 志多 山 中山 寮

本籍ハ 才華 及 名 河 南 者 許 昌 也

棧 泊 者

出生地ハ 名 籍ニ 白ニ

二

経 歴 亦 是 也 此 況 如 之

新 形 亦 亦 生 也 亦 亦 亦

ハ カリ 多ク ニ 言 事 山 二 報

才 途 止 事 也 亦 亦 亦 亦

信 身 一 二 十 一 也 亦 亦 亦

妻 子 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

昔 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

入塔のそとに
 将校のこゝろ
 一教者日
 氏名三十一
 湯、我軍一
 其のまゝ、信
 場、子守り
 交々、女、我
 る、氣あは
 出、事、入、
 松山、二、車
 其、信、一、
 和、吉、一、
 中山、一、
 三、
 三、
 三、

電明

二名、踏班去、此ノ中、班者
 着、撥去、高ノ大、撥去、カ
 三ノ外、三ノ内、一ノ場、カ
 カ、各中、一ノ場、三ノ内、小、場
 各、少、場、三、班、ト、カ、カ、各
 班、二、場、カ、カ、カ、カ、カ、カ

乙ノ一 番 同 製

(國定規格B4)

中島より、小島より 既方

中島の、指すところ、丸名位

中島の、指すところ、丸名位

中島の、指すところ、丸名位

中島の、指すところ、丸名位

中島の、指すところ、丸名位

中島の、指すところ、丸名位

中島の、指すところ、丸名位

中島の、指すところ、丸名位

中島の、指すところ、丸名位

中島の、指すところ、丸名位

中島の、指すところ、丸名位

曰、今、同、様、勤、り、た、り、の、水、流、
り、あ、り、に、

五、
い、ろ、り、の、水、を、あ、り、て、

た、り、に、あ、り、て、
あ、り、に、あ、り、て、

あ、り、に、あ、り、て、
あ、り、に、あ、り、て、

あ、り、に、あ、り、て、
あ、り、に、あ、り、て、

あ、り、に、あ、り、て、
あ、り、に、あ、り、て、

あ、り、に、あ、り、て、
あ、り、に、あ、り、て、

あ、り、に、あ、り、て、
あ、り、に、あ、り、て、

あ、り、に、あ、り、て、
あ、り、に、あ、り、て、

あ、り、に、あ、り、て、
あ、り、に、あ、り、て、

あ、り、に、あ、り、て、
あ、り、に、あ、り、て、

あ、り、に、あ、り、て、
あ、り、に、あ、り、て、

乙ノ一 印刷製

年ノシテ一ノ...
二ノ決意ヲ...
三ノ...
四ノ...
五ノ...
六ノ...
七ノ...
八ノ...
九ノ...
十ノ...
十一ノ...
十二ノ...

乙ノ一 静岡製



今更十日 却之 葛
葉多 とも 結り 上 味 負
り 年 乞 とも 美 味 持
た へ 少 病 勿 結 何
そ 多 葉 多 了 一 毛
力 法 入 家 道 之 信 心 卜
を 乃 の 多 多 上 田 在 水
白 心 終 之 結 葉 多 多 多
こ 多 多 多 多 湯 多 味 多
多 多 多 多 多 多 多 多
こ 多 多 多 多 多 多 多
か 多 多 多 多 多 多 多
多 多 多 多 多 多 多 多

蔵
刊
所

二の梅より白ト見ヒテ
 人の法々事為コシ
 梅の早学スルコト
 形、西俗、入ロコトキ
 高号造コトトシテ
 コナクトテ、
 丸ソコト、
 カク、
 白梅の喜成サセ
 了シ、
 中、
 子。

又、

乙ノ一 静岡製

(国定規格B4)

ト申。子。ハ。
ニ中。一。倍。也。リ。ニ。五。倍。也。ハ。子。ハ。
至。切。ク。精。ヲ。精。ニ。倍。ト。云。ハ。子。ハ。
ト。何。ラ。カ。此。ノ。二。子。ハ。子。ハ。子。ハ。
七。又。カ。ト。其。ノ。意。ハ。子。ハ。子。ハ。子。ハ。
コ。ト。ト。子。ハ。子。ハ。子。ハ。子。ハ。子。ハ。
造。ノ。氣。ヲ。持。テ。精。ヲ。精。ト。云。ハ。子。ハ。
倍。也。ト。云。ハ。一。倍。也。ト。云。ハ。子。ハ。
子。ハ。子。ハ。子。ハ。子。ハ。子。ハ。子。ハ。
ト。ト。ト。ト。ト。ト。ト。ト。ト。ト。ト。ト。
吾。ノ。内。ニ。精。ヲ。持。テ。子。ハ。子。ハ。子。ハ。
意。ノ。内。ニ。精。ヲ。持。テ。子。ハ。子。ハ。子。ハ。
子。ハ。子。ハ。子。ハ。子。ハ。子。ハ。子。ハ。

(國定規格B4)

乙ノ一 第 四 卷



獨坐此山一
 中浮世
 二人
 三人
 四人
 五人
 六人
 七人
 八人
 九人
 十人
 十一人
 十二人
 十三人
 十四人
 十五人
 十六人
 十七人
 十八人
 十九人
 二十人

此
 山
 之
 名
 曰
 浮
 世

ウシツ

五つ 一才 湯衣 子 如 乃 十

乃 佳 子 持 運 子 色 子 報 子

持 子 色 子 子 子 子

是 夫 子 子 子 子 子 子 子 子

子 子 水 子 子 子 子 子 子 子

子 子 子 子 子 子 子 子 子 子

子 子 子 子 子 子 子 子 子 子

子 子 子 子 子 子 子 子 子 子

子 子 子 子 子 子 子 子 子 子

子 子 子 子 子 子 子 子 子 子

子 子 子 子 子 子 子 子 子 子

子 子 子 子 子 子 子 子 子 子

裁 判 斤



夫々粉餅の口をヤフムに也
 遠ナリニシテ一ニ
 六、
 年と云ハ決意ニ申ハ何余

五、
 夫レハハ交ハ終ハ終ナリ
 三、
 子人信務カ速ニ申ハカ云
 二、
 此多ク昔ノ一ノハ新造
 一、
 此レハ後カト申ハ是ノ
 坊々事利カト申ハ是ノ
 三、
 未レハハキリ決心ニ申ハ
 一、
 三ニ又テ云ル

息也、勅極下、
 中、
 此、
 及、
 馬、
 一、
 又、
 少、
 也、
 信、

479

479

一	回、	と	り	り	し	る	こ	ん	と	う
一	同、	ま	ま	ま	水	邊、	三	回	在	
一	飛、	こ	い	と	と	こ	と	こ	と	こ
一	大、	い	けん	新	の	大	の	あ	か	ら
一	急、	ろ	や	う	を	下	新	の	う	こ
一	考、	も	の	の	う	る	人	は	の	口
一	る、	人	の	う	下	新	の	う	こ	と
一	ケ、	ナ	い	し	新	の	う	こ	と	こ
一	平、	勢	方、	こ	の	あ	か	ら	の	及
一	善、	り	り	り	り	り	り	り	り	り
一	了、	し	る	る	る	る	る	る	る	る
一	た、	ら	る	る	る	る	る	る	る	る
一	こ、	と	と	と	と	と	と	と	と	と

裁 判 所

十ノ多ク及んでるが、
 此ノ一ノ多ク、
 少ク、
 之ノ一ノ大目、
 ト思ふ、
 生ノ一ノ、
 カ少ク、
 皆、
 百、
 二、
 持、
 承、
 一、

乙ノ一 静岡製

三十日夜、為高、此
 色、此、辭、行、道、の、深、き、か、を
 福、田、少、細、の、方、夜、の、牛
 一、千、木、を、段、り、氣、中、待、サ
 七、口、か、ら、水、を、入、レ、キ、ナ
 子、の、を、在、ハ、味、の、の、味、を
 但、ノ、手、の、思、ハ、今、の、物、の、為
 ラ、ウ、ト、カ、キ、也、ト、牛、の、ウ、キ、ト
 カ、キ、ラ、の、味、を、ア、レ、キ、ト
 ソ、ン、ナ、ラ、リ、の、味、の、味、の、味、ト
 今、の、ウ、キ、の、味、の、味、の、味、ト
 ナ、ラ、又、ト、思、ハ、水、の、味、の、味、ト
 キ、カ、指、差、キ、色、の、味、の、味、ト

裁判斤

為 平 志 之 十 年 卜 決 心 也
 其 十 年 之 事 其 未 遂 也 亦
 一 事 之 成 敗 也 亦 不 知 也
 又 亦 十 年 之 事 其 未 遂 也 亦
 一 事 之 成 敗 也 亦 不 知 也
 又 亦 十 年 之 事 其 未 遂 也 亦
 一 事 之 成 敗 也 亦 不 知 也
 又 亦 十 年 之 事 其 未 遂 也 亦
 一 事 之 成 敗 也 亦 不 知 也
 又 亦 十 年 之 事 其 未 遂 也 亦
 一 事 之 成 敗 也 亦 不 知 也

七

九

ト應無 五多由ノ物ヲ持
テ出セル 持 言レテ云ル 持
テ云ル 云ル 云ル 云ル 云ル

八

孫ハ 持リテ 有リシカニテモヨリ
ト云ル 云ル 云ル 云ル 持
テ出セル 持 言レテ云ル 持
云ル 持 言レテ云ル 持 言レテ云ル

七

心ハ 持リテ 有リシカニテモヨリ
ト云ル 云ル 云ル 云ル 持
テ出セル 持 言レテ云ル 持
云ル 持 言レテ云ル 持 言レテ云ル

六

心ハ 持リテ 有リシカニテモヨリ
ト云ル 云ル 云ル 云ル 持
テ出セル 持 言レテ云ル 持
云ル 持 言レテ云ル 持 言レテ云ル

裁 判 斤

無
夫いひの
アツシカ

三
三
三

三
三
三

三
三
三

三
三
三

三
三
三

三
三
三

三
三
三

三
三
三

三
三
三

三
三
三

三
三
三

三
三
三

裁
判
所

有る事と云ふは、
 形、色、香、味、触、受、想、行、識、の
 十、二、の、法、を、指、す、事、也。
 此、の、十、二、の、法、は、
 一、切、の、法、を、成、す、
 故、に、一、切、の、法、を、
 指、す、事、也。

乙ノ一 静所製

遠く之より其熊大に為
りて其大熊キ二十
の心は其に多き
申すよ。其由に決り
る。其心は其に多
大熊の心。其に多
り。其心は其に多
其に多き。其に多
其に多き。其に多
其に多き。其に多
其に多き。其に多
其に多き。其に多

三二

元

乙ノ一 書聞製

(國定規格B4)

傳つる水乃大崎也 下は
 此の傳つる言上しうあるや
 乙未申す 十ヶ所の 又流る
 カ之より 實たつ所の十ヶ所の
 十ヶ所ト云ふノリ 下の全
 傳つる 三ヶ所 大崎中の
 是れが 乙未の 下は 十ヶ所
 は 傳つる 十ヶ所の 傳つる
 實たつ 十ヶ所の 傳つる
 十ヶ所の 十ヶ所の 傳つる
 十ヶ所の 十ヶ所の 傳つる
 十ヶ所の 十ヶ所の 傳つる

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、

表 年 月

乙ノ一 野岡製

(國定規格B4)

480 485

其の事 其の事 其の事	其の事 其の事 其の事	其の事 其の事 其の事	其の事 其の事 其の事	其の事 其の事 其の事	其の事 其の事 其の事	其の事 其の事 其の事	其の事 其の事 其の事	其の事 其の事 其の事	其の事 其の事 其の事	其の事 其の事 其の事	其の事 其の事 其の事	其の事 其の事 其の事	其の事 其の事 其の事
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

裁別所

400486

初後ハ此ノ如クシテ又ハ其ノ事ヲ多ク
但シテ其ノ事ヲ下ニシテ

赤ハ白

新田地方ニ在リテ其ノ事ヲ

其ノ事ヲ其ノ事ヲ

其ノ事ヲ其ノ事ヲ

其ノ事ヲ其ノ事ヲ

飯塚

64
197-197

訊問調書
被疑者 耿 諄

当三十年

国防保安法第十六條第二項適用、戰時騷擾
殺人等被疑事件、付秋田地方裁判所
檢事長谷川信、命令、因昭和二十年
七月十一日大館警察署範圍巡查部長沢
出所、於司法警察官警部補成田誠一、
司法警察吏巡查後藤健造、立會、上
耿 諄、對訊問、
一、內代名、年令、職業、住居、本籍、及出生地

答 代名、耿 諄 十申二三入

如何

二問

年齡	三十歳
職業	鹿島組移入華人警務者
住居	中山寮、大隊長
本籍	秋田縣北秋田郡花園町 漢人寮中山寮
出生地	中華民國河南省許昌縣 椹澗村
其他	其許、他數十名ト共ニ本月一日夜花園 鑛山鹿島組、華人寮中山寮等ニ 於テ外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ 興ヘル為メ戰時下補導員小畑惣之助 等数名ヲ殺害スル等騒動ヲ起

(秋津印行)

答

由是か如何

私、蒋介石統率下第十五軍百九十一
 師團第二大隊第五中隊長トシテ昨年
 四月河南省洛陽附近デ日本軍ト交
 戦シ捕虜トナリタカ当時蒋介石が
 重慶ニ居ルコトヲ聽イテ居ワタリシカリ
 又、現在日本國、米國、英國、
 蒋介石指揮下中央軍及中国共產八
 路軍ト交战シソ、アルコトヲ知ソテ居
 リマス、防空訓練ヲ強化シテ居ル處
 ヲ見テ日本國が空襲ガレテ居ルモノ
 ト思フテ居リマス、吾々が逃走スルコト
 ニ依テ日本國、戦時下ノ努力ガ減退

二
三
四
五
六
七
八
九
十

スルノミナラス五々ヲ発見ニ努ムル搜索
 隊が出勤シ生産が著シク底下ニ日
 本國ノ敗戦トナルヲ認識シテ居ワ
 タノテアリマス。新ハ冷酷ナル処遇ト
 ニ不満ヲ懐キ小畑補導員、福田補
 導員及猪股補導員並ニ華人
 軍需任鳳波ノ四名ヲ殺害セント申
 月一日午後九時頃察内隊長室ニ
 第一中隊長、孫副官及第一小隊長
 ノ三名ヲ呼び第一中隊長ニ今日午後
 十時ヲ期シテ快行スベシト下命シ更ニ
 他ノ二名ニ対シテハ之が殺害ニ協力スベシ
 ト下命シ殺害等駭動ヲ敢行セシメタ

(秋津印行)

66
199 199

ノコアリマス

問 何故ニ斯ル兇行ヲ演ジタルヤ

答 他ニモ數千名ノ渡日華人ノ居ルコトヲ知ツテ

居リ華人管理ハ亡國人ノ取扱ナリト反

感ヲ懷キ一部ノ犠牲ヲ根本的ニ改革

ヲ圖ラント敢テ補導員ノ殺害等兇

行ヲ演ジタリテアリマス

問 今如何ニ考ヘ居ルカ

答 私ニ事件ニ關シテ主謀者トシテ責任

ヲ負ヒマス、今既ニ華人管理ニ對シテ

ハ奴隸的ニ取扱ナリテ処遇改善ヲ

要望シテ居リマス

右 被疑者

取 諺

ト
ト
ト
ト

右護聞ケルニ相違 十午旨承認之署名捺印之
タリ

前同日

於大館警察署花岡巡查部長派出所

警察部特別高等警察課勤務

司故故言察官

秋田縣警察部補成田誠一

立會人 巡查後藤健造

通事 今野武夫

— 奉 — 年 月

右様
 子
 様
 名
 様
 様
 様
 様

可
 宜
 宜
 宜

花
 園
 名
 様

花
 園
 名
 様

花
 園
 名
 様

花
 園
 名
 様

花
 園
 名
 様

乙ノ一 静岡製

(國定規格B4)

初一字

三

知りしと云ふ事なほ未だわづら
 なる事やはなれど此の如く
 事なりてはもまらぬ事なり
 かしからん事なほ下は
 かしからん事なほ下は
 かしからん事なほ下は
 かしからん事なほ下は
 かしからん事なほ下は
 かしからん事なほ下は
 かしからん事なほ下は
 かしからん事なほ下は
 かしからん事なほ下は
 かしからん事なほ下は

陸奥
 清永正夫

一
 計
 斤

夕トアワテ、味とてしよ
 ハ華なるカヤウナト
 中ノ案ニリツクト也
 夕トアワテ、味とてしよ
 ハ華なるカヤウナト
 中ノ案ニリツクト也

裁
 判
 斤

95

矩

七五

95

聽取書

北村園知花宮の在野山探成を社
流為組安田佐治

清水山夫

二十六年

右ノ者昭和三十年七月六日日本職ニ對シ左ノ通

陳述ヲ爲シタリ

一 北村園知花宮の在野山探成を社
流為組安田佐治
二 清水山夫
三 二十六年七月六日日本職ニ對シ左ノ通
陳述ヲ爲シタリ

聽取書

會

事

司

33823B

七五九

95

矩

95

聽取書

北野園知花園可花園瑞心株式会社
流島組安田恒均
清水正夫

二十六年

右ノ者昭和二十年七月六日日本職ニ對シ左ノ通

陳述ヲ爲シタリ

一 北野園知花園可花園瑞心株式会社
ノ輔佐者多クシテ其ノ中ニ
二 北野園知花園可花園瑞心株式会社
ノ役員ニシテ其ノ中ニ
三 北野園知花園可花園瑞心株式会社
ノ役員ニシテ其ノ中ニ
四 北野園知花園可花園瑞心株式会社
ノ役員ニシテ其ノ中ニ
五 北野園知花園可花園瑞心株式会社
ノ役員ニシテ其ノ中ニ

聽取書

會事司

33823B

二
 七月一日入夜の何時か
 らかきかき石の
 表の
 支那の
 二
 七月一日入夜の何時か
 らかきかき石の
 表の
 支那の
 二
 七月一日入夜の何時か
 らかきかき石の
 表の
 支那の

(圖之格B4)

578
573

訊問調書

被告

取

被告

被告と對する取

事件ニ付

昭和二十年八月三日 日付の取
ニ於テ

裁判長判事 被告と對する (ハ裁判所書記 被告と對する)

立會ノ上右被告と對シ訊問スルコト左ノ如シ

一 問 氏名、年齢、職業、住居、本籍及出生地ハ如何

答 氏名ハ 秋 輝

年齢ハ 二十一年

職業ハ 土工

住居ハ 秋田縣秋田郡秋田町

凡 尋 問 書

裁 判 所

33823 D

廣一 仲 年 有 他 中 山 素

本籍ハ 中 華 民 主 義 政 府 有 許 昌

分 棧 洞 有

出生地ハ 同上

二 問

海 美 之 動 之 形 勢 等

定 之 年 格 之 中 有 未 結 亦 力

ア 一 多 之 之 為 之 之 陳 述 之

以 年 之 力 亦 力

以 時 之 初 結 亦 未 結 亦 力

中 之 年 之 格 之 中 有 未 結 亦 力

有 之 年 之 格 之 中 有 未 結 亦 力

年 月

年月日
敬啟者
敬請
諸君

敬啟者
敬請
諸君



乙ノ一

(國定規格B4)

335396

訊問調書

張金亭

張金亭

昭和三十二年八月十七日、秋田刑務所、二於テ

立會ノ上右 者 二對シ訊問スルコト左ノ如シ

一 同 氏名、年齢、職業、住居、本籍及出生地ハ如何

答 氏名ハ 張 金 亭

年齢ハ 尚 三 十 七 才

職業ハ 土庄、志保、山崎、中ノ郷、志保

住居ハ 北秋田支庁、志保町、志保、山崎

九月四日 訊問

33523C

志多山寮

本籍ハ 中葉政云河南為南陽

外為秋庄

自生地ハ 中葉政云

二 問 中葉政云

父母ト男子尚十ニ手ト三

人ト有姓ト云云云云妻ハ八

手ト有姓ト云云云云

三 問 中葉政云

夫ト有姓ト云云云云

手ト有姓ト云云云云

中葉政云

397 297

五

為端之...
 護送...
 子成...
 錦...
 命...
 花...
 興...
 入...
 元...
 人...

長 川 斤

子可 寢室、但湯の如く
全隊より三棟、系々大塚
一人、中塚書三人、少塚書

九名、砥書二十一人、少塚書
別大塚書、別友二名、者及

者、妻書、始り中塚書、少塚
但湯、サシ大塚書、少塚書、

別友二名、妻書、色、孫、道、教
乃多、住、命、下、サシ、尺、寸、寸

結、持、人、物、如、可
信、家、十、人、物、多、新、書、全、隊

心、後、日、尺、寸、一、寸、寸、寸
長、後、増、負、寸、寸、寸、寸

高、五、七、寸

(國定規格 B4)

五、 七、 八、 九、 十、 十一、 十二、 十三、 十四、 十五、 十六、 十七、 十八、 十九、 二十、	十六、 十七、 十八、 十九、 二十、 二十一、 二十二、 二十三、 二十四、 二十五、 二十六、 二十七、 二十八、 二十九、 三十、	二十一、 二十二、 二十三、 二十四、 二十五、 二十六、 二十七、 二十八、 二十九、 三十、 三十一、 三十二、 三十三、 三十四、 三十五、	三十一、 三十二、 三十三、 三十四、 三十五、 三十六、 三十七、 三十八、 三十九、 四十、 四十一、 四十二、 四十三、 四十四、 四十五、	四十一、 四十二、 四十三、 四十四、 四十五、 四十六、 四十七、 四十八、 四十九、 五十、 五十一、 五十二、 五十三、 五十四、 五十五、	五十一、 五十二、 五十三、 五十四、 五十五、 五十六、 五十七、 五十八、 五十九、 六十、 六十一、 六十二、 六十三、 六十四、 六十五、	六十一、 六十二、 六十三、 六十四、 六十五、 六十六、 六十七、 六十八、 六十九、 七十、 七十一、 七十二、 七十三、 七十四、 七十五、	七十一、 七十二、 七十三、 七十四、 七十五、 七十六、 七十七、 七十八、 七十九、 八十、 八十一、 八十二、 八十三、 八十四、 八十五、	八十一、 八十二、 八十三、 八十四、 八十五、 八十六、 八十七、 八十八、 八十九、 九十、 九十一、 九十二、 九十三、 九十四、 九十五、	九十一、 九十二、 九十三、 九十四、 九十五、 九十六、 九十七、 九十八、 九十九、 一百、 一百零一、 一百零二、 一百零三、 一百零四、 一百零五、	一百零五、 一百零六、 一百零七、 一百零八、 一百零九、 一百一十、 一百一十一、 一百一十二、 一百一十三、 一百一十四、 一百一十五、 一百一十六、 一百一十七、 一百一十八、 一百一十九、 一百二十、	一百二十、 一百二十一、 一百二十二、 一百二十三、 一百二十四、 一百二十五、 一百二十六、 一百二十七、 一百二十八、 一百二十九、 一百三十、 一百三十一、 一百三十二、 一百三十三、 一百三十四、 一百三十五、
--	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---	--

歳 二 斤

直接法より
 大端あり。特筆する。特
 指する。文字は。中。接
 法。の。二。下。台。下。の
 中。接。法。の。下。接。法。の
 二。接。法。の。下。接。法。の
 二。接。法。の。下。接。法。の

何の

字、衣、合、任、有、詩、過

無

詩、過、二、云、一、大、端

中、接、法、の、下、接、法、の

三十一日 其日 至、中、者
 一、端、二、端、三、端、二、雜、者
 日、子、夜、間、の、八、十、八、日、六
 十一、夜、の、割、合、の、布、巻、一
 枚、の、珍、子、の、巻、易、か、ら、の
 各、九、一、巻、一、枚、毛、布、一
 枚、の、折、り、の、中、子、の、巻、子、の
 巻、子、の、巻、子、の、巻、子、の
 為、り、の、巻、子、の、巻、子、の、巻、子、の
 あり、巻、子、の、巻、子、の、巻、子、の
 巻、子、の、巻、子、の、巻、子、の、巻、子、の
 巻、子、の、巻、子、の、巻、子、の、巻、子、の
 巻、子、の、巻、子、の、巻、子、の、巻、子、の

裁別斤

加三子
初子

一三、
心之體也、是ノ為、為人、ヤ

死ニ至ル者、去ル

是

孝ヲ修ム、死ニ至ル、死ニ至ル者

心ノ死ニ至ル、死ニ至ル者

心ノ死ニ至ル、死ニ至ル者

心ノ死ニ至ル、死ニ至ル者

心ノ死ニ至ル、死ニ至ル者

心ノ死ニ至ル、死ニ至ル者

心ノ死ニ至ル、死ニ至ル者

心ノ死ニ至ル、死ニ至ル者

心ノ死ニ至ル、死ニ至ル者

心ノ死ニ至ル、死ニ至ル者

一四、
為人、善ノ為

孝
牛
月

乙ノ一
静
國
家

(國定規格 B4)

無

長年之末既之病氣
天年之一人也

口以

一五二

長年之末既之病氣

實苦極矣

百三三 方助付与一付与

近中 爲一人

増の 爲一人

老の 爲一人

上二 一付与 方助付与

近中 爲一人

爲一人 爲一人

爲一人 爲一人

我 明 斤

一六〇
今程、改書、安求

五、
大塚、大塚、大塚

相、
増、
増、

増、
増、

増、
増、

一七一
ソコテ、
増、

増、
増、

増、
増、

五、
増、

一七二
増、

増、
増、

之可

是

冷遇の改善をせしめ
 其の旨を人々に
 告げしむる事
 尤も重要なり
 此の旨を
 直々に
 告げしむる事
 尤も重要なり
 此の旨を
 直々に
 告げしむる事
 尤も重要なり
 此の旨を
 直々に
 告げしむる事
 尤も重要なり

二一 部 五 様

(國定規格 B4)

子心が 大 端 ちの 大 勢

持 筆 子 心 大 勢 大 勢

大 勢 大 勢 大 勢 大 勢

大 勢 大 勢 大 勢 大 勢

大 勢 大 勢 大 勢 大 勢

大 勢 大 勢 大 勢 大 勢

大 勢 大 勢 大 勢 大 勢

大 勢 大 勢 大 勢 大 勢

大 勢 大 勢 大 勢 大 勢

書半頁

二ノ二
大なる事
小なる事
何れも
一かた
大なる事
小なる事
何れも
一かた
大なる事
小なる事
何れも
一かた
大なる事
小なる事
何れも
一かた
大なる事
小なる事
何れも
一かた

乙ノ一
静岡製

(國定規格B4)

とす

其 新 一 層 無 一 持 以 一 高

中 二 午 有 法 一 三 日

中 一 將 實 一 法 入 日

抽 等 一 色 行 一 律 行 日

窠 遠 一 法 一 法 一 日

一 一 法 一 日 一 法 一 日

面 有 一 寸 法 一 法 一 日

中 二 日 一 法 一 法 一 日

日 午 法 一 法 一 法 一 日

者 一 法 一 法 一 法 一 日

日 一 法 一 法 一 法 一 日

裁 刊 所

子孫傳説、そのいふところ
 多岐、大抵、あり、か、何、人
 死、の、身、も、た、か、た、ま、い、ト
 台、下、の、ま、る、か、ら、又、か、つ
 子孫傳説、そのいふところ
 入、り、か、つ、ま、る、ト、三、人
 死、の、身、も、た、か、た、ま、い、ト
 其、の、身、も、た、か、た、ま、い、ト
 死、の、身、も、た、か、た、ま、い、ト
 血、の、身、も、た、か、た、ま、い、ト
 又、た、か、つ、ま、る、ト、三、人
 中、か、ら、大、抵、あり、か、何、人
 死、の、身、も、た、か、た、ま、い、ト

乙ノ一 時 同 装

(固定規格 B4)



二、回

ツロコト夕、生カ十丹原テロコ

拂子色ノ、舞臺ニカモ

三、

燈カ、物カカ、アカカ

カカ、信、一ツ号、一、カ

四、

カカ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ

五、

カカ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ

カカ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ

カカ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ

カカ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ

六、回

カカ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ

カカ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ

カカ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ

トトタリノ能ノ房乃氣ルン

トトタリノ能ノ房乃氣ルン

トトタリノ能ノ房乃氣ルン

トトタリノ能ノ房乃氣ルン

トトタリノ能ノ房乃氣ルン

トトタリノ能ノ房乃氣ルン

トトタリノ能ノ房乃氣ルン

トトタリノ能ノ房乃氣ルン

トトタリノ能ノ房乃氣ルン

トトタリノ能ノ房乃氣ルン

トトタリノ能ノ房乃氣ルン

トトタリノ能ノ房乃氣ルン

成 可 斤

三月廿一日 抄入

抄入

抄入

抄入

抄入

抄入 抄入

抄入

抄入

抄入 抄入

抄入 抄入

抄入 抄入

抄入 抄入

抄入 抄入

抄入



隠し居る心持なり

サレバ

三〇〇

喜ぶ心持なり

シ

三〇〇

喜ぶ心持なり

シ

三〇〇

喜ぶ心持なり

シ

三〇〇

喜ぶ心持なり

シ

三〇〇

喜ぶ心持なり

シ

三〇〇

喜ぶ心持なり



三句

者もア〜

多解ノ事ノ上ノ通リ

持運する事ノ相違ニ心の上

取上ル心ニ依りて戦勝云

有りて利を得る事ノ上

元

水トカケル事ヲ考ル

ア〜

又母と〜

ア〜

ア〜

辛〜

申〜

或 測 斤

430 009



新門白

新門白
長友安夫

長友安夫

長友安夫



長友安夫



裁
剛
所

第二回訊問調書

被告者

張 龜 子

右ニ對スル子以保出法才十六集序ニ次

五月、我外強撥 在人手於終 事件ニ付

昭和二十年 八月十三日 秋田前務局 二於テ

檢事長 長友安夫ハ裁判所書記 飯塚法平

立會ノ上前回ニ引續キ右ニ對シ訊問スルコト

左ノ如シ

一、多解一、七月七日一、

上為十、中一、山、

精、事、久、集、

缺、一、

訊問調書

裁判所

一

唐紙、皆中 (奉) 子

後、物又ハ

と云ハ、後ハ仲

と云ハ、仲ハ

と云ハ、仲ハ

二

孫、別友ニ奉、持事者カ

と云ハ、持事者カ

と云ハ、持事者カ

三

承、云ツ又ハ心奉、一ニ奉

孫、別友カ奉、持事者カ